



「国民年金の特定期間としての届出」

平成25年6月26日「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第63号、以下「厚年法等改正法」)が公布され、この法律による「国民年金法の不整合期間の特例等」が平成25年7月1日から施行されました。

厚生労働省ではHPで「専業主婦・主夫の皆さま」として、3号不整合記録問題についての広報をしていますが、あまり目立たないようなので、ここでその概要をご紹介します。

【3号不整合記録問題】とは、

夫が退職した場合や、妻自身の年収が増えたときなどは届出(3号被保険者から1号被保険者への種別変更届)をして、保険料を納めなくてはなりません。この届出がなされずに、第3号被保険者の記録が正しくない(3号不整合期間)被保険者がかなり存在していることが判明し、その記録を正しく訂正しなければならないこと、また、年金受給者にも3号不整合期間を有したままの受給者がいるため、その対処をはかること。

この種別変更届出が2年以上遅れたことがある方は、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」(時効消滅不整合期間)が発生しますが、現在は「後納制度」(事務所だよりNo.130参照)で10年前まで(現時点では平成15年7月分まで)の納付が可能となっています。



平成25年7月1日より、「後納制度」以外に、このような方が手続をすれば「未納期間」を「受給資格期間」に算入できるようになりました。

「未納期間」については、あくまでも「後納制度」による保険料納付が優先されます。また、人によって色々なケースがあります。ここでは概要のみのご案内となります。

- I 「受給資格期間」に算入するためには、「特定期間」としての届出が必要です。届出は年金事務所です。
- II 届出日以後、「年金額には反映しないが年金の受給資格期間として参入される期間」となります。
- III 「特定期間」に係る保険料は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に、「特定保険料」として納付する(特例追納)ことができます。

- ①60歳以上の人 ⇒ 50歳以上60歳未満の期間
- ②60歳未満の人 ⇒ 特例追納をする時点から過去10年以内の期間

- IV 納付された「特定保険料」は、老齢基礎年金の年金額に反映されます。年金受給者が平成27年4月から特例納付をした場合、増額分の支払いは平成28年5月となります。

V 不整合期間に基づく老齢基礎年金等を受給している者への特例措置

- ①平成30年3月31日までは、時効消滅不整合期間を保険料納付済期間とみなして、従前の年金額が支給されます。
- ②平成30年4月からは保険料の納付実績に応じた年金額が支給されます。ただし、従前の年金額の9割が保障されます。(老齢基礎年金・老齢厚生年金ともに繰下げ申出をしていた場合には、9割保障はありません。)

VI 障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給している者の受給権の特例

- ①時効消滅不整合期間を有していても保険料納付済期間とみなして、従前の年金額が支給されます。

VII 記録不整合の再発防止

- ①第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなった旨の情報を、事業主等を経由して日本年金機構へ提出することを義務化する。(公布日より1年6月を超えない、政令で定める日以後)
- ②健康保険組合や共済組合から被扶養者等に関する情報を入手する。(平成25年7月1日から)
- ①、②の情報に基づき、種別変更の届出勸奨をした上で、種別変更(職権を含む)を実施する。

厚労省では「手続をすれば、無年金や年金の減額を防ぐことができます。」と言っています。是非ご検討を！！